

## 「体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案」について

### 立法に至った経緯

- (1) 昨年末の大阪市立桜宮高等学校の自殺事件など、体罰等により子どもの命や尊厳が奪われる事態が繰り返されている。
- (2) 体罰等を教員が行ってしまう背景には、児童生徒の特性に応じた効果的な指導が実施されえていないという教員の指導力の問題があると指摘されている。  
また、学校や教育委員会による体罰等の隠ぺい等の問題も認められてきたところである。
- (3) そこで体罰等が起こらない教育現場を実現すべく、教員の指導力の向上やそれに向けた支援を柱としつつ、各都道府県に中立公正な第三者の専門家（弁護士等）からなる委員会を設置するなど、体罰等の防止・解決の仕組みを構築するため、本法案の立法に至った。  
さらに、体罰等には該当しない場合であっても、教員の指導が子どもの心身に深刻な影響を及ぼす場合（いわゆる「指導死」）が問題とされていることについても対策を講じた。

### 基本理念

- 体罰等が、教育活動において適切と認められる効果を有しない上、児童生徒等の尊厳及び健全に成育する権利を害するものであるとの認識の下に、児童生徒等の権利利益を擁護すること
- 教員等の指導力の向上及び組織的な指導の充実に資すること

### この法律の対象

- 「体罰等」
  - 身体に対する侵害行為、肉体的苦痛を与える行為（＝※学校教育法 11 条「体罰」）
  - 暴言その他の教育的指導の範囲を逸脱する行為  
（※参考）文科省通知（21 文科初第 1269 号平成 25 年 3 月 13 日）  
懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- 「教員等」
  - 校長、教員
  - いわゆる外部指導者

### 体罰等の防止に関する施策

- 研修の充実／指導マニュアルの策定／体罰等の事例の調査研究／体罰等の判断基準の策定

### 体罰等の防止に関する措置

- 体罰等の早期発見等
  - 学校の質問票を用いた定期的な調査その他適切な措置
  - 学校の設置者における通報・相談を受けるための体制の整備及び外部機関の周知
- 体罰等の実態の把握等
  - 学校・設置者における体罰等への対処  
体罰等が「疑われる事実」を把握した場合には速やかに調査をし、体罰等があると認めたときは体罰を受けた児童生徒等又はその保護者に対し必要な支援その他の措置等を行うとともに、教員等の指導力の改善を図るための措置等を行う。
- 事実関係を正確に把握するための調査体制の整備  
体罰等が疑われる事実の調査にあたっては、複数の者による調査を行う体制を整備する（隠ぺいの防止の観点から公正な第三者が参加するよう努める。）
- 体罰等が疑われる事実に関係する児童生徒等の保護者に対する適時適切な情報提供
- 体罰等防止委員会の設置  
各都道府県の教育委員会の附属機関として体罰等防止委員会を設置。弁護士等の教育又は児童生徒等の権利利益の擁護に関して専門的な知識を有する人物を委員とする。  
体罰等に関する通報・相談の窓口、事実関係の調査、解決への方策の提言等を行う。

### 教員等の指導についての留意事項等

- 体罰等を行っていない場合においても、いわゆる「指導死」が生じうることについて、教職員が留意しつつ指導を行うことに努めること。
- 指導に際しては、児童生徒等の特性に応じた指導方法をとること、及び指導後のアフターフォローに努めること。
- 教職員の指導力向上のため、過去のいわゆる「指導死」事案について調査研究を行う。

以上